

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
常務理事 根本陽充

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和3年9月22日付 日薬業発第223号にて日本薬剤師会より標記通知がありました。

昨今の後発医薬品市場での供給停止や出荷調整の頻発から、保険薬局等を中心に代替品入手困難な状況であることに鑑み、今般、厚生労働省より、「後発医薬品調剤体制加算」及び「調剤基本料注7に規定する減算(後発医薬品減算)」の要件となる後発医薬品の調剤割合の算出などに関する調剤報酬上の臨時的な取扱いが別紙のとおり示されました。

資料内容から下記に要点を列挙いたしますので、自局の施設基準内容をご確認の上、今回の臨時的な取扱いをされる場合、報告時期などに留意されるよう貴地区会員薬局へのご周知並びにご指導の程宜しくお願いいたします。

なお、薬局でのレセプトシステムの対応については、ご利用の業者とご相談ください。

また、今回対象となる医薬品を五十音順に並び変えた資料①も別途添付いたしますので、ご活用ください。

《要点》

- ① 別添2の医薬品を算出対象から除外しても差し支えない
(ただし、取扱いを行う場合は別添2の全品目とし、その一部の成分の品目のみを除外することは不可)
別添2: 令和3年7月1日時点で供給停止とされている品目と同一成分・同一投与形態の医薬品
- ② 当該取扱いを行うことに関して、
 - ・1月毎に適用可能で、終期は令和4年3月31日
 - ・直近3か月の新指標割合の平均を用いる場合
→当該取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない
 - ・加算等の要件を満たす場合→【別添様式3】で報告
※ 加算等の区分が変わらなくても、取扱いを行った場合は同様に報告
 - ・加算等に変更が生じる場合又は基準を満たさなくなる場合
→従前どおり【変更届】等の届出が必要
- ③ カットオフ値の算出は、今回の取扱い対象外(従来通りの算出)
- ④ 加算等について、取扱いにより令和3年6月から8月の調剤分の新指標の割合について、令和3年10月1日までに必要な届出を行えば、10月調剤分から算定可能